3　ネットワーク設備

⑴　専用回線の使用

振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、電気通信回線からのデータの盗取を防止するため、振替機関システム、口座管理機関システム及び発行者等システムを結ぶ電気通信回線について、専用回線（接続先が固定されており、適切な伝送速度の回線をいう。以下同じ。）を使用すること。

⑵　必要な伝送速度の確保

振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、振替機関システム、口座管理機関システム及び発行者等システムを結ぶ電気通信回線について、データを円滑に送信し、又は伝送するために必要な伝送速度を確保すること。

第４　振替機関システム及び口座管理機関システムの管理

1　入退室管理

⑴　入室資格の付与

振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、重要機能室への入室者を限定すること。また、重要機能室に入退室する者に鍵を貸与する際に、その者が入室する権限を有することを確認するとともに、入退室管理カード、生体認証装置等によって重要機能室に入退室する者が入室する権限を有することを確認すること等により、入退室の管理及び記録を適切に行うこと。

⑵　鍵又は入退室管理カードの管理

ア　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、重要機能室の出入口の鍵を所定の場所に保管し、その管理は定められた者が行うこと。

イ　振替機関、口座管理機関又はこれらの委託先事業者は、入退室管理カードを利用している場合は、その管理方法を定めること。

⑶　搬出入物品の確認

振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、重要機能室へ物品を搬出入する際、重要機能室に入室する権限を有する職員に搬出入する物品の内容を確認させること。

⑷　事務室の管理

振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、事務室における振替機関システム又は口座管理機関システムの構成機器、関連設備等の盗難、損壊等を防止するため、職員が不在となる時の事務室の施錠等、必要な措置を講ずること。

2　ソフトウェア開発等の管理

⑴　セキュリティを高めることを考慮した設計の実施

振替機関、口座管理機関又は委託先事業者が振替機関システム又は口座管理機関システムの開発又は変更を行う際には、振替機関システム又は口座管理機関システムのセキュリティを高めることを考慮した設計を行うこと。

⑵　振替機関システム及び口座管理機関システムの試験の実施

ア　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者が振替機関システム又は口座管理機関システムの開発又は変更を行った場合には、必要に応じて、障害試験、負荷試験その他試験を適切に実施すること。

イ　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、ファイルの安全を確保するため、別途、試験環境を用意し、試験を行うこと。

⑶　振替機関システム及び口座管理機関システムの開発等に際してのエラーの発生及び不正行為の防止

ア　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者が振替機関システム又は口座管理機関システムの開発又は変更を行う際には、当該開発又は変更の計画を策定し、当該開発又は変更の責任者を指定し、及びプログラムの作成、変更又は廃止は責任者の承認を得て行う等エラーの発生及び不正行為の防止のための手続を明確にすること。

イ　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、振替機関システム又は口座管理機関システムの開発又は変更の各段階で使用するドキュメントの様式を標準化すること。

ウ　振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、振替機関システム又は口座管理機関システムの変更に応じてドキュメントを更新し、責任者に確認させること。

⑷　セキュリティ対策の定期的な見直し

振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、振替機関システム又は口座管理機関システムの変更を実施しない場合においても、定期的にセキュリティ対策の変更を行う必要性の有無を検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行い、必要な措置を講ずること。

3　振替機関システム及び口座管理機関システムの管理

⑴　アクセス権限の限定

振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、振替機関システム又は口座管理機関システムを運用保守又は利用する職員に対して、電子計算機、端末機、電気通信関係装置、電気通信回線、ファイル等に関し、アクセス権限を適切に付与し、適切に管理すること。

⑵　ファイアウォールによる通信制御

振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、電気通信回線に接続する振替機関サーバ、口座管理機関サーバ、端末機若しくは電気通信関係装置における不正行為又は振替機関サーバ、口座管理機関サーバ、端末機若しくは電気通信関係装置への不正アクセス行為に対して振替機関システム又は口座管理機関システムを保護するため、振替機関サーバ、口座管理機関サーバ間等、必要な部分には、ファイアウォールを設置し、通信制御を行うこと。

⑶　電気通信関係装置の管理

振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、エラーの発生又は不正行為により電気通信関係装置の不適切な運用が行われないようにするため、電気通信関係装置の管理に際しては厳重な確認を行う等、管理権限がある者以外の者による操作を防止するための措置を講ずること。また、通信に際しては、電気通信関係装置相互の認証を行うこと。

⑷　通信相手相互の認証

振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、振替機関システム、口座管理機関システム及び発行者等システムそれぞれの間の通信について、通信相手相互の認証を行うこと。

⑸　データの暗号化

振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、振替機関システム、口座管理機関システム及び発行者等システムそれぞれの間の通信について、交換するデータの暗号化を実施すること。

⑹　模擬攻撃の実施

振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、必要に応じ、模擬攻撃を実施し、その実施結果に基づき必要な措置を講ずること。

⑺　情報収集等

振替機関、口座管理機関又は委託先事業者は、セキュリティ対策に関する情報を収集し、分析を行い、必要な措置を講ずること。

4　端末機操作の管理

⑴　端末機の管理

振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、端末機の取扱いは、当該端末機の管理を行う責任者の指示又は承認を受けた者が行うこと。

⑵　端末機の操作者の認証

ア　振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、端末機の取扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを、操作者識別カード及び暗証番号、ユーザＩＤ及びパスワード、生体認証又はこれらと同等以上のものと認められる方法により認証すること。

イ　振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、端末機の操作が一定時間行われなかった場合に、再度操作者の認証を行うよう端末機を設定すること。

⑶　暗証番号等の取扱い

振替機関、口座管理機関及び委託先事業者は、暗証番号、パスワード及び生体認証の管理及び運用の方法を定め、操作者は当該管理及び運用の方法を遵守すること。